

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) A
 - (2) B
 - (3) 呼出符号
 - (4) C
 - (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。

	A	B	C
1	工事落成の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力
2	工事着手の期限	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力
3	工事落成の期限	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力及び実効輻射電力 ふく ふく
4	工事着手の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力及び実効輻射電力

A-2 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について述べたものである。電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A 内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあっては免許の有効期間満了前 B を超えない期間において行わなければならない。

	A	B
1	10年を超えない範囲	1箇月以上1年
2	10年を超えない範囲	3箇月以上6箇月
3	5年を超えない範囲	1箇月以上1年
4	5年を超えない範囲	3箇月以上6箇月

A-3 無線局の免許人は、その無線局の無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときは、どうしなければならないか。電波法（第17条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 2 あらかじめ総務大臣の指示を受けなければならない。
- 3 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 無線設備の変更の工事の完了後、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。

A-4 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、 A 総務大臣に B なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 C 以内にその免許状を返納しなければならない。

	A	B	C
1	その旨を	届け出	1箇月
2	その旨を	申請し	10日
3	理由を付してその旨を	届け出	10日
4	理由を付してその旨を	申請し	1箇月

A-5 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、
□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句
が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて □ A を与えるものであつてはならない。
② ①に規定する副次的に発する電波が □ A を与えない限度は、受信空中線と □ B の等しい □ C を使用して測定した場合
に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項
以降の規定で別に定めるものについては、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線設備の機能に支障	電気的常数	擬似空中線回路
2 他の無線設備の機能に支障	利得及び能率	空中線結合回路
3 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	電気的常数	空中線結合回路
4 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	利得及び能率	擬似空中線回路

A-6 次の記述は、周波数測定装置の備付けを要しない送信設備について述べたものである。電波法施行規則（第11条の3）の規定に照
らし、□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の □ A を □ B パーセント以内の誤差で測定することにより、
その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付け
ているものは、周波数測定装置の備付けを要しない。

A	B
1 特性周波数	0.025
2 特性周波数	0.05
3 基準周波数	0.025
4 基準周波数	0.05

A-7 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、
□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（□ A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2
(電波の強度の値の表) に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易
に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限り
ではない。
- (1) 平均電力が □ B の無線局の無線設備
(2) □ C の無線設備
(3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設
する無線局の無線設備
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線
設備
② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度及び磁界強度	10ミリワット以下	移動する無線局
2 電界強度、磁界強度及び電力束密度	20ミリワット以下	移動する無線局
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	10ミリワット以下	移動業務の無線局
4 電界強度及び磁界強度	20ミリワット以下	移動業務の無線局

A-8 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が A の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
(2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の B その温度変化の許容値を正確に維持すること。

A	B
1 試験用	温度係数に応じて
2 試験用	温度係数にかかわらず
3 当該送信装置	温度係数に応じて
4 当該送信装置	温度係数にかかわらず

A-9 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
② 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 B は、免許状に記載されたところによらなければならぬ。ただし、遭難通信については、この限りでない。
③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため C であること。

A	B	C
1 通信の相手方若しくは通信事項	空中線の型式、電波の型式及び周波数	十分なもの
2 通信の相手方若しくは通信事項	電波の型式及び周波数	必要最小のもの
3 通信事項	空中線の型式、電波の型式及び周波数	必要最小のもの
4 通信事項	電波の型式及び周波数	十分なもの

A-10 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 他の無線局	運用を不可能にする混信	遭難通信
2 放送の受信を目的とする受信設備	運用を阻害するような混信	遭難通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	運用を不可能にする混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 他の無線局	運用を阻害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A-11 次の記述のうち、欧文によるモールス無線通信において、「送信の終了符号」を示す略符号をモールス符号で表したもののはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - · · · · - · · ·
2 - - - - - · -
3 - - - -
4 - - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-12 次の記述は、空中線電力 100 ワットの無線電話を使用する無線局が自局に対する呼出しを受信した場合の応答について述べたものである。無線局運用規則（第 18 条及び第 23 条）の規定に照らし、□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
② ①による応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出符号 **A**
(2) こちらは 1 回
(3) 自局の呼出符号 **B**

	A	B
1	3回以下	1回
2	3回以下	3回
3	2回以下	1回
4	2回以下	3回

A-13 次の記述は、モールス無線通信における誤送の訂正について述べたものである。無線局運用規則（第 31 条）の規定に照らし、□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、次に掲げる略符号を前置して、**A** から更に送信しなければならない。
(1) 手送による和文の送信の場合は、ラタ
(2) 自動機（自動的にモールス符号を送信又は受信するものをいう。）による送信及び手送による欧文の送信の場合は、**B**

	A	B
1	誤った語字	R P T
2	正しく送信した適当の語字	HH
3	誤った語字	HH
4	正しく送信した適当の語字	R P T

A-14 次の記述のうち、モールス無線通信において、「送信機の電力を減少してください。」を示す Q 符号をモールス符号で表したもののはどれか。無線局運用規則（第 12 条及び第 13 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 --- · - · · · - - -
2 --- · - · - · · - - - ·
3 --- · - · · · · - - - ·
4 --- · - · - · - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第 12 条及び別表第 1 号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号の組合せが適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

	字句	モールス符号
1	I T A L Y	· · - - · - · · - - · - · - -
2	S P A I N	· · · - - · - - · · - -
3	D E N M A R K	- · · - · - · - - - · - · - - - · - - -
4	N O R W A Y	- - · - - - - · - - · - - - · - - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次の記述のうち、X V Q Z U C G B 2 8 をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第 12 条及び別表第 1 号）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 - - · - · · - - - - - - - - - - · - - - - - - -
2 - - · - · · - - - - - - - - - - · - - - - - - -
3 - - · - · · - - - - - - - - - - · - - - - - - -
4 - - · - · · - - - - - - - - - - · - - - - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに、総務大臣が行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して
A 電波の発射の停止を命ずることができる。
② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。
③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに B しなければならない。
④ ①により電波の発射を停止された無線局を運用した者は、C に処する。

A	B	C
1 3箇月以内の期間を定めて	①の停止を解除	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2 臨時に	その旨を通知	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
3 3箇月以内の期間を定めて	その旨を通知	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 臨時に	①の停止を解除	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A-18 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、A 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて B 、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
② 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き C 以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。

A	B	C
1 1箇月	電波の型式	6箇月
2 1箇月	運用許容時間	3箇月
3 3箇月	運用許容時間	6箇月
4 3箇月	電波の型式	3箇月

A-19 総務大臣に対する報告等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
2 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
4 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-20 次の記述は、無線従事者の免許証の返納について述べたものである。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から A 以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後 B ときも同様とする。
② 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A	B
1 10日	失った免許証を発見した
2 10日	住所を変更した
3 20日	失った免許証を発見した
4 20日	住所を変更した

A-21 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義を述べたものである。無線通信規則（第1条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、□A のため、公表された高い精度の□B 周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、□C その他の目的のための無線通信業務をいう。

A	B	C
1 周波数の較正	特性	技術
2 周波数の較正	特定	産業
3 一般的受信	特性	産業
4 一般的受信	特定	技術

A-22 次に掲げるもののうち、すべての無線局に禁止されている伝送に該当しないものはどれか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 不要な伝送
- 2 略語による伝送
- 3 識別表示のない信号の伝送
- 4 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送

A-23 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。無線通信規則（第17条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を□A ために必要な措置をとることを約束する。

- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その□B を漏らし、又はそれを□C こと。

A	B	C
1 禁止する	内容若しくは単にその存在	他人の用に供する
2 禁止し、及び防止する	内容	他人の用に供する
3 禁止する	内容	公表若しくは利用する
4 禁止し、及び防止する	内容若しくは単にその存在	公表若しくは利用する

A-24 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局の最大電力は、□A が定める。
- ② 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の□B 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ③ アマチュア局は、その伝送中□C 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

A	B	C
1 関係主管庁	技術特性に関する	30分ごとに
2 関係主管庁	すべての	短い間隔で
3 国際電気通信連合	すべての	30分ごとに
4 国際電気通信連合	技術特性に関する	短い間隔で

B-1 次の記述は、無線局の免許状について述べたものである。電波法（第14条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 無線局の免許人は、無線局の免許がその効力を失ったときは、直ちに免許状を廃棄しなければならない。
- ウ 無線局の免許人は、免許状を破損し、汚し又は失ったときは、10日以内に免許状の再交付の申請をしなければならない。
- エ 無線局の免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- オ 無線局の免許人は、免許状の再交付を受けた場合は、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

B-2 次の記述は、「占有周波数帯幅」及び「必要周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 「占有周波数帯幅」とは、その上限のア輻射され、及びその下限のイ輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力のウに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。
② 「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要なエ情報の伝送を確保するために十分な占有周波数帯幅のオをいう。この場合、低減搬送波方式の搬送波に相当する発射等受信装置の良好な動作に有用な発射は、これに含まれるものとする。

- 1 周波数帯を超えて 2 周波数帯において 3 0.5パーセント 4 速度及び質で 5 最大値
6 周波数を超えて 7 周波数未満において 8 0.05パーセント 9 量の 10 最小値

B-3 次に掲げる通信のうち、電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、アマチュア局がその免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができるものを1、運用することができないものを2として解答せよ。

- ア 漁業通信
イ 電気通信業務の通信
ウ 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
エ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
オ 人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）

B-4 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア K I L O	— • — • • • • — • — —
イ N O V E M B E R	— • — — — • • • — • — — — • — • — — •
ウ Q U E B E C	— — • — • • — • — — • — • — — —
エ S I E R R A	• • • • • • — — • — — • — • —
オ T A N G O	— — — — • — — — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化している。

B-5 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、受信設備が副次的に発するアがイにウ障害を与えるときは、その設備のエ又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことをオことができる。

- 1 電波若しくは高周波電流 2 高周波電流
3 助告する 4 命ずる
5 他の無線設備の機能 6 重要無線通信を行う無線局の運用
7 著しい 8 繙続的かつ重大な
9 所有者 10 利用者

B-6 次の記述のうち、局の技術特性として無線通信規則（第3条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
イ すべての局において使用する装置は、スペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡張技術が使用されなければならない。
ウ 局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。
エ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。
オ 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。